

国民保護に関する狭山市計画 新旧対照表

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
1	1-1	なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。 <u>(追加)</u>	なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。 計画の変更にあたっては狭山市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
2	1-2 6 個目の○	<u>(新規)</u>	○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障 指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するにあたっては、その実施方法については、市から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。 市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。 また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由の特に配慮する。
3	1-2 7 個目の○	○ <u>災害時要援護者</u> の保護 高齢者、障害者、乳幼児等 <u>災害時要援護者</u> の積極的な避難救援対策を実施する。	○ 要配慮者 の保護 高齢者、障害者、乳幼児等 要配慮者 の積極的な避難救援対策を実施する。
4	1-2 11 個目の○	<u>(新規)</u>	○ 外国人への国民保護措置の適用 市は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。
5	1-3-2	<u>年齢3区分人口（本文参照）</u>	年齢3区分人口（本文参照）
6	1-3-2	<u>地区別人口（本文参照）</u>	地区別人口（本文参照）
7	1-3-2	<u>駅別乗降客数（本文参照）</u>	駅別乗降客数（本文参照）
8	1-3-2	<u>人口流入・流出状況（本文参照）</u>	人口流入・流出状況（本文参照）
9	1-3-2	また、本市の特殊性として、航空自衛隊最大規模の入間基地が、本市の <u>西部地域</u> から入間市にまたがり位置している。 入間基地は、総面積約 <u>300万</u> ㎡、全長2,000mの滑走路を有し、防空のみならず、空輸、補給の拠点でもあり、全国航空輸送網の中核ターミナルとしての施設や設備を整えている。同基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機（ <u>戦闘機はなし</u> ）を保有している。また、 <u>多くの司令部が配置されており、17</u> 個の部隊と約 <u>4,300</u> 名の隊員を擁し、 <u>首都圏・中京、京阪神という日本の中枢地域を含む最も広い</u> 防空空域を担当する中部航空方面隊の司令部も置かれている。	また、本市の特殊性として、航空自衛隊最大規模（ 部隊数及び人数 ）の入間基地が、本市の 南西部 から入間市にまたがり位置している。 入間基地は、総面積約 320万 ㎡、全長2,000mの滑走路を有し、防空のみならず、空輸、補給の拠点でもあり、全国航空輸送網の中核ターミナルとしての施設や設備を整えている。同基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有している。また、 16 個の部隊と約 4,200 名の隊員を擁し、 首都東京を始め3大都市圏を含む1都、2府、25県とその周辺空域を受け持つ非常に広範囲な 防空空域を担当する中部航空方面隊の司令部が置かれている。

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
10	1-4-1 <参考>1	<p>(2) 国が実施する主な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警報の発令 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 救援の指示・支援 ④ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 ⑤ 原子炉等による被害の防止 ⑥ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置 ⑦ 感染症等への対処 	<p>(2) 国が実施する主な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警報の発令、避難措置の指示 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供 ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置 ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置 ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置 ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
11	1-4-1 <参考>3	<u>(本文参照)</u>	<u>(本文参照)</u>
12	1-4-6	<u>(新規)</u>	<p>第6節 武力攻撃等の態様と留意点</p> <p>1 武力攻撃事態の特徴と留意点</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特徴 <ul style="list-style-type: none"> ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 ② 留意点 <ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。 <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特徴 <ul style="list-style-type: none"> ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設

			<p>の種類によっては、二次災害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。</p> <p>また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関含む）と県、警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</p> <p>事態の状況により、県知事による緊急通報の発令を受け、市長（または県知事）は、退避の指示または警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国（または市）に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> <p>(4) 航空攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点</p>
--	--	--	--

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊等

イ 留意点

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

			<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</p> <p>生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</p> <p>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>(イ) 弾道ミサイル等の飛来</p> <p>イ 留意点</p> <p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p>
13	2-1	<u>(新規)</u>	<p>第1章 情報収集、伝達体制の構築</p> <p>第1節 通信の確保</p> <p>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、市は、国や県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が情報を迅速かつ確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</p> <p>このため、市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</p> <p>第2節 被災情報の収集、報告に必要な準備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事務所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。
14	2-3	<p>第3章 警報の住民への周知</p> <p><u>1 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておくものとする。</u></p> <p><u>2 市は、地域におけるケーブルテレビ局やコミュニティFM局と警報の緊急放送に関して調整を図るものとする。</u></p>	(削除)

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
15	2-3	第4章 避難の指示	第3章 避難モデルの作成及び住民への避難指示の周知
16	2-3-1	なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は、次のとおりとし、自ら避難することが困難な 災害時要援護者 の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。	なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は、次のとおりとし、自ら避難することが困難な 要配慮者 の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。
17	2-3-1	2 武力攻撃等に係る避難の態様	2 事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成
18	2-3-1 2	<p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p> <p>① 攻撃の特徴 大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。また、<u>着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。比較的可能性は低いと考えられる。</u></p> <p>② 避難時間 <u>事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</u></p> <p>③ 避難実施方法 <u>ア</u> 市は、避難先地域において当市民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。 <u>イ</u> 避難住民の誘導は、できる限り自治会または事業所等を単位として実施するよう努める。 <u>ウ</u> 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	<p>(1) 着上陸侵攻からの避難 大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他の都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むものとする。</p> <p>① 市は、避難先地域において当市民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。 ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会または事業所等を単位として実施するよう努める。 ③ 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>
19	2-3-1	(新規)	<武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について> (本文参照)
20	2-3-2	2 災害時要援護者の把握 (1) 病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数について 市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努めるものとする。 (2) 在宅の 災害時要援護者 について 市は、在宅の 災害時要援護者 の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。	2 要配慮者の把握 (1) 病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数について 市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努めるものとする。 (2) 在宅の 要配慮者 について 市は、在宅の 要配慮者 の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。
21	2-3-3	1 住民への周知方法、周知内容 (1) 住民への周知方法 ① 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておくものとする。 ② 市は、地域におけるケーブルテレビ局や コミュニティFM局 と避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。	1 住民への周知方法、周知内容 (1) 住民への周知方法 ① 市は、 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。 ② 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、 ホームページへの掲載、SNSや緊急速報メールによる発信 、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておくものとする。 ③ 市は、地域におけるケーブルテレビ局と避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
22	2-3-3	<p>(2) <u>災害時要援護者</u>への周知方法</p> <p>① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等 市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておくものとする。 また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>② 在宅の<u>災害時要援護者</u>への周知方法 市は、在宅の<u>災害時要援護者</u>に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。</p> <p>③ 外国人への周知方法 市は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておくものとする。</p>	<p>(2) <u>要配慮者</u>への周知方法</p> <p>① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等 市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておくものとする。 また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>② 在宅の<u>要配慮者</u>への周知方法 市は、在宅の<u>要配慮者</u>に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。</p> <p>③ 外国人への周知方法 市は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておくものとする。</p>
23	2-3-3	<p>2 <u>情報通信機器の活用</u> 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備に努める。</u></p>	<p>2 <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</u></p>
24	2-3-5	<p>1 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に協力するものとする。 <u>また、多数の住民の受入れに当たっては、指定している避難所だけでは容量が不足すると考えられることから、ホテルや旅館、福祉施設等の受入可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受入の協力関係を構築するよう努める。</u></p>	<p>1 避難施設の指定への協力 <u>県は、避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に協力するものとする。</u></p> <p>【避難施設の指定要件】</p> <p>(1) 公園、広場、その他の公共施設または学校、公民館、駐車場、その他の公益的施設であること。</p> <p>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。</p> <p>(3) 避難住民等を受け入れ、またはその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、またはその救援を行うことが可能な構造または設備を有するものであること。</p> <p>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</p> <p>(6) 車両、その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</p>

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
25	2-3-6	<p>第6節 避難交通手段の決定</p> <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の際の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。</p>	<p>第6節 避難交通手段の確保</p> <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の際の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。</p>
26	2-3-6 2	<p>(4) 市が保有する車両</p> <p>市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておくものとする。</p> <p>なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用するものとする。</p>	<p>(4) 市が保有する車両</p> <p>市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておくものとする。</p> <p>なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用するものとする。</p>
27	2-3-6 2	<p>(5) 災害時要援護者への配慮</p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	<p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>
28	2-3-8	<p>避難住民の運送は、次の順序で行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦 2 高齢者、乳幼児、児童 3 その他の住民 	<p>避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦 2 高齢者、乳幼児、児童 3 その他の住民
29	2-3-10	<p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「被災者住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の災害時要援護者対策について、配慮していくものとする。</p>	<p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「避難住民等住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の要配慮者対策について、配慮していくものとする。</p>
30	2-4-2	<p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、市民部防災課が全体を把握しておくものとする。</p> <p>管理場所は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大型備蓄倉庫（4箇所） (2) 小型備蓄倉庫（27箇所） (3) 市庁舎 (4) 地区センター (5) その他備蓄品を保管することが適当と認める施設 	<p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、市民部危機管理課が全体を把握しておくものとする。</p> <p>管理場所は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大型備蓄倉庫（4箇所） (2) 小型備蓄倉庫（32箇所） (3) 市庁舎 (4) 地区センター及び入曽地域交流センター (5) その他備蓄品を保管することが適当と認める施設

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
31	2-5-1	(新規)	第1節 運送車両の確保 1 県 武力攻撃災害発生時において、県及び市町村が保有する車両を効率的に利用できるよう連絡体制を構築しておくものとする。 2 指定地方公共機関 運送事業者である指定地方公共機関は、武力攻撃災害時において緊急物資の運送を実施するため、職員の配備、運送車両の調達等について、それぞれの国民保護業務計画に定めておくものとする。
32	2-6-1	2 医療救護班の編成等	2 医療救護体制の整備
33	2-6-3	4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、棺等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生等、 埼玉西部広域事務組合 だけでは対応できないことが考えられる。 このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県が定めた「 広域火葬計画 」に基づき、次の対策を講じる。 (1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。 (2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。 (3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。	4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、棺等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生等、 広域飯能斎場組合 だけでは対応できないことが考えられる。 このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県が定めた「 埼玉県広域火葬実施要領 」に基づき、次の対策を講じる。 (1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。 (2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。 (3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。
34	2-7-1	有事の際には、浄水施設等の市民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされることも考えられる。	有事の際には、浄水施設等の市民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされることも考えられる ことから、関係機関と連携して実態の把握等に努める。
35	2-7-1	(2) 危険物質等の取扱施設の状況 危険物質等の種類・数量	(2) 危険物質等の取扱施設の状況 ① 危険物質等取扱施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量 ② 危険物質等取扱施設の警備対策 ③ 緊急時の連絡窓口
36	2-7-2	本市には、核燃料物質及び放射性同位元素（以下「核燃料物質等」という。）を使用している事業所がある。 核燃料物質等の取扱い等を規制することは、国の所掌事務（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、市、消防機関は所管地域内の核燃料物質等の使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。 また、首都圏中央連絡自動車道、国道16号等の主要幹線道路を使用して、核燃料物質の運送が行われる可能性 がある。 このため、市は、国土交通省、 経済産業省 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。	本市には、核燃料物質及び放射性同位元素（以下「核燃料物質等」という。）を使用している事業所がある。 核燃料物質等の取扱い等を規制することは、国の所掌事務（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、市、消防機関は所管地域内の核燃料物質等の使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。 また、首都圏中央連絡自動車道、国道16号等の主要幹線道路を使用して、核燃料物質等の運送が行われる可能性を 考慮し、核燃料物質等運送中の車両に対して、武力攻撃または大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。 このため、市は、 原子力規制庁 、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
37	2-8	<p>市は、<u>平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せ、必要に応じて、以下の措置の実施に努める</u>ものとする。</p> <p>1 危険動物等の逸走対策 <u>(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の規定に基づき、人の生命、身体または財産に害を加える恐れがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼育状況等について、あらかじめ把握すること。</u> <u>(2) 武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関等との役割分担の明確化及び協力体制について、あらかじめ整備すること。</u></p> <p>2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 <u>(1) 武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域において飼養または保管されていた家庭動物等の適切な飼養または保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等、市が実施する措置に関し、連絡体制の整備、関係機関との役割分担の明確化及び協力体制について、あらかじめ整備すること。</u> <u>(2) 武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護を行なうためにケージ等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握、その他供給・調達体制の整備等）を行うこと。</u></p>	<p>市は、<u>国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ</u>、以下の<u>事項等について、所要の措置を講ずる</u>ものとする。</p> <p>1 危険動物等の逸走対策 2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p>
38	2-9	<p>1 現況の把握 市は、<u>管内の重要</u>文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握しておくものとする。</p> <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備 市は、武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備しておくものとする。 (1) 文化庁及び県の担当部署 (2) <u>重要</u>文化財等を一時的に避難させる施設</p> <p>3 対応マニュアルの作成、訓練の実施 市は、県と協力し、<u>重要</u>文化財等の保存のため、対応マニュアルを作成し、訓練を実施するものとする。</p>	<p>1 現況の把握 市は、<u>市内の指定</u>文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握しておくものとする。</p> <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備 市は、武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備しておくものとする。 (1) 文化庁及び県の担当部署 (2) <u>消火等のため出動を要請する消防機関</u> (3) <u>指定</u>文化財等を一時的に避難させる施設</p> <p>3 対応マニュアルの作成、訓練の実施 市は、県と協力し、<u>指定</u>文化財等の保存のため、対応マニュアルを作成し、訓練を実施するものとする。</p>

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
39	2-11	<p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関等が連携していかなければならない。</p> <p>そのため、これら関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p> <p>さらに、多数の避難住民を受け入れる場合を考慮し、近隣市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努めるものとする。</p>	<p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関等が連携していかなければならない。</p> <p>そのため、これら関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有害な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p> <p>さらに、多数の避難住民を受け入れる場合を考慮し、近隣市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努めるものとする。</p>
40	2-11-1	<p>市は、本国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するとともに、国や県、近隣市町村、指定公共機関・指定地方公共機関等との合同訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>市は、本国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するとともに、国や県、近隣市町村、指定公共機関・指定地方公共機関等との定期的な合同訓練の実施及び訓練の検証、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>
41	2-11-1 1	<p>(2) 警報、避難指示の伝達訓練</p> <p>警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車による放送等、あらかじめ計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。</p>	<p>(2) 警報、避難指示の伝達訓練</p> <p>警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車による放送、ホームページへの掲載、SNSや緊急速報メールによる発信等、あらかじめ計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。</p>
42	2-11-2 2	<p>(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	<p>(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>
43	2-12-2 1	<p>(4) 組織の活性化の促進</p> <p>助言・指導、モデル組織の設置への助成等</p>	<p>(4) 組織の活性化の促進</p> <p>助言・指導、先進団体の取組の紹介等</p>
44	3-1-1	<p>2 市対策本部の設置と職員の配備</p> <p>国から国民保護対策本部の設置の指定があった場合には、市長は、市対策本部を設置する。この場合において、危機対策本部は、閉鎖するものとする。</p> <p>第2編第1章第2節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。</p> <p>なお、武力攻撃事態の状況により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集し、情報の収集に当たるとともに、上司の指示を仰ぐものとする。</p> <p>(1) 市庁舎</p> <p>(2) 現地対策本部が設置される地区センター</p>	<p>2 市対策本部の設置と職員の配備</p> <p>国から国民保護対策本部の設置の指定があった場合には、市長は、市対策本部を設置する。この場合において、危機対策本部は、閉鎖するものとする。</p> <p>第2編第2章第2節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。</p> <p>なお、武力攻撃事態の状況により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集し、情報の収集に当たるとともに、上司の指示を仰ぐものとする。</p> <p>(1) 市庁舎</p> <p>市庁舎が被災し、または被災するおそれがある場合には、狭山消防署とする。</p> <p>(2) 現地対策本部が設置される地区センター及び入曽地域交流センター</p>

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
45	3-1-2 1	<p>(1) 組織の体系</p> <p>① 市対策本部には、部を設置する。 部の組織及び職制は別表のとおりとする。</p> <p>② 市対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員及び本部付職員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長及び教育長</p> <p>ウ 本部員 <u>部長(議会事務局長を含み、消防長を除く。)</u>及び消防長またはあらかじめ消防長が指名する消防職員</p> <p>エ 本部付職員 秘書課長、広報課長、職員課長及び防災課長</p>	<p>(1) 組織の体系</p> <p>① 市対策本部には、部・班を設置する。 部の組織及び職制は別表のとおりとする。</p> <p>② 市対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員及び本部付職員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長及び教育長</p> <p>ウ 本部長付 危機管理監</p> <p>エ 本部員 狭山市行政組織条例に規定する部の長並びに議会事務局長、生涯学習部長、学校教育部長及び本部長が指名する者</p> <p>オ 本部付職員 秘書課長、広報課長及び危機管理課長</p>
46	3-1-2 1	<p>(5) 現地対策本部の設置</p> <p>本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。</p> <p>① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員を置き、地区センター職員及び本部長が指名する職員をもって充てる。</p>	<p>(4) 現地対策本部の設置</p> <p>本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。</p> <p>① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員を置き、地区センター職員または入曽地域交流センター職員及び本部長が指名する職員をもって充てる。</p>
47	3-1-2 2	<p>本部会議は、4階庁議室で開催する。ただし、市庁舎が被災し、または被災するおそれがあり、開催が困難な場合には、<u>消防庁舎</u>4階防災対策室において開催する。</p> <p>なお、市庁舎、<u>消防庁舎</u>のいずれも使用ができなくなった場合にあつては、被災の場所、状況等を総合的に勘案して、市長が開催場所を決定する。</p>	<p>本部会議は、4階庁議室で開催する。ただし、市庁舎が被災し、または被災するおそれがあり、開催が困難な場合には、埼玉西部消防組合狭山消防署4階防災対策室において開催する。</p> <p>なお、市庁舎、狭山消防署のいずれも使用ができなくなった場合にあつては、被災の場所、状況等を総合的に勘案して、市長が開催場所を決定する。</p>
48	3-1-2 別表	<p>1 本部の直轄事務</p> <p>(1) 国民保護に関する情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 市対策本部の設置に関すること。</p> <p>(3) 国・県からの指示及び国・県への要請に関すること。</p> <p>(4) 警報の伝達等に関すること。</p> <p>(5) 避難の実施に関すること。</p> <p>(6) 避難経路の決定に関すること。</p> <p>(7) 緊急通報の伝達に関すること。</p> <p>(8) 退避の実施に関すること。</p>	<p>1 本部の直轄事務</p> <p>(1) 国民保護に関する情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 市対策本部の設置に関すること。</p> <p>(3) 国・県からの指示及び国・県への要請及び連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 他の市町村との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 警報の伝達等に関すること。</p> <p>(7) 避難実施要領の策定に関すること。</p> <p>(8) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。</p> <p>(9) 避難経路の決定に関すること。</p> <p>(10) 緊急通報の伝達に関すること。</p> <p>(11) 退避の指示に関すること。</p> <p>(12) 警戒区域の設定に関すること。</p>
49	3-1-2 別表	<p><u>2 本部の組織 (本文参照)</u></p>	<p>2 本部の組織 (本文参照)</p>
50	3-1-2 別表	<p><u>3 現地対策本部の組織 (本文参照)</u></p>	<p>3 現地対策本部の組織 (本文参照)</p>

通番	編-章-節	現 行	変 更 案												
51	3-2-1 2	<table border="1" data-bbox="338 185 1093 304"> <tr> <td data-bbox="338 185 566 223">交付する者</td> <td data-bbox="566 185 1093 223">交付を受ける者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 223 566 261">市長</td> <td data-bbox="566 223 1093 261">市の職員 <u>(消防職員を除く。)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 261 566 304"><u>消防長</u></td> <td data-bbox="566 261 1093 304">消防職員</td> </tr> </table>	交付する者	交付を受ける者	市長	市の職員 <u>(消防職員を除く。)</u>	<u>消防長</u>	消防職員	<table border="1" data-bbox="1272 185 2027 304"> <tr> <td data-bbox="1272 185 1500 223">交付する者</td> <td data-bbox="1500 185 2027 223">交付を受ける者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 223 1500 261">市長</td> <td data-bbox="1500 223 2027 261">市の職員、<u>消防団員</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 261 1500 304"><u>消防署長</u></td> <td data-bbox="1500 261 2027 304">消防職員</td> </tr> </table>	交付する者	交付を受ける者	市長	市の職員、 <u>消防団員</u>	<u>消防署長</u>	消防職員
交付する者	交付を受ける者														
市長	市の職員 <u>(消防職員を除く。)</u>														
<u>消防長</u>	消防職員														
交付する者	交付を受ける者														
市長	市の職員、 <u>消防団員</u>														
<u>消防署長</u>	消防職員														
52	3-2-1 <参考>1	(2) 信号 第一追加議定書に定める特殊信号であり、 <u>衛生部隊</u> または医療用運送手段等の識別のために定める信号または通報である。	(2) 信号 第一追加議定書に定める特殊信号であり、 <u>医療組織</u> または医療用運送手段等の識別のために定める信号または通報である。												
53	3-3-1 1	(1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、市民部 <u>防災課</u> が受信する。 ② 市民部 <u>防災課</u> は、受信した旨を直ちに県危機管理課へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、 <u>消防本部通信指令課</u> が受信する。 ② <u>通信指令課</u> は、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、市民部 <u>防災課長及び市長</u> に連絡する。	(1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、市民部 <u>危機管理課</u> が受信する。 ② 市民部 <u>危機管理課</u> は、受信した旨を直ちに県危機管理課へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、 <u>埼玉西部消防局警防部指令課</u> が受信する。 ② <u>指令課</u> は、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、市民部 <u>危機管理課</u> に連絡する。												
54	3-3-1 3	(1) 住民への伝達 市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対し以下の方法により伝達を行う。 ① サイレン（国が定めた放送方法による。） ② 防災行政無線 ③ 自治会を通じた伝達 ④ 広報車 ⑤ ホームページへの掲載 ⑥ エフネット（主に、聴覚障害者に対して行う。）	(1) 住民への伝達 市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対し以下の方法により伝達を行う。 ① サイレン（国が定めた放送方法による。） ② 防災行政無線 ③ 自治会を通じた伝達 ④ 広報車 ⑤ ホームページへの掲載 ⑥ <u>SNSや緊急速報メールによる発信</u> ⑦ エフネット（主に、聴覚障害者に対して行う。）												

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
55	3-3-3 1	<p>(1) 県からの指示の受入方法 県からの避難の指示の受入れは、本章第1節「1 県からの警報の通知の受入方法」に準じて行う。 なお、県知事は、避難措置の指示を国から受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に<u>行い、市町村長に対して</u>、避難誘導體制の早期確立を<u>促すこととする</u>。</p> <p>① 第1段階の避難指示 <u>国から</u>避難措置の指示が行われた場合、直ちに<u>国から</u>示された内容のみを、<u>要避難地域を管轄する市町村長を経由して</u>住民に指示する。</p> <p>② 第2段階の避難指示 第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、<u>要避難地域を管轄する市町村長を経由して</u>住民に指示する。 ア 主要な避難経路 イ 避難のための交通手段 ウ 避難先地域における避難施設</p>	<p>(1) 県からの指示の受入方法 県からの避難の指示の受入れは、本章第1節「1 県からの警報の通知の受入方法」に準じて行う。 なお、県知事は、避難措置の指示を国から受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に<u>行うことから</u>、<u>市長は</u>、避難誘導體制の早期確立に<u>取り組む</u>。</p> <p>① 第1段階の避難指示 <u>市長は、県からの</u>避難措置の指示が行われた場合、直ちに<u>県</u>から示された内容を、住民に指示する。</p> <p>② 第2段階の避難指示 <u>市長は</u>、第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、住民に指示する。 ア 主要な避難経路 イ 避難のための交通手段 ウ 避難先地域における避難施設</p>
56	3-3-3 1	<p>(2) 市長の住民への避難の伝達等 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対し伝達するとともに、<u>あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し</u>、避難実施要領を<u>速やかに</u>作成しなければならない。</p>	<p>(2) 市長の住民への避難の伝達等 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対し伝達するとともに、避難実施要領を<u>直ちに</u>作成しなければならない。</p>
57	3-3-3 1 (2) ①	<p>イ 第2段階の避難指示があったとき 市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。 なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込むものとする。 (ア) 要避難地域の住所 (イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、事業所等） (ウ) 避難先の住所及び施設名 (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点 (オ) 集合時間及び集合に当たっての留意点 (カ) 避難の交通手段及び避難の経路 (キ) 市職員、消防職団員の配置、担当業務等 (ク) <u>災害時要援護者</u>への対応 (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法 (コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容 (サ) 避難住民の携行品、服装 (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等 市は、避難実施要領を完成させたときは、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。</p>	<p>イ 第2段階の避難指示があったとき 市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。 なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込むものとする。 (ア) 要避難地域の住所 (イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、事業所等） (ウ) 避難先の住所及び施設名 (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点 (オ) 集合時間及び集合に当たっての留意点 (カ) 避難の交通手段及び避難の経路 (キ) 市職員、消防職団員の配置、担当業務等 (ク) <u>要配慮者</u>への対応 (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法 (コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容 (サ) 避難住民の携行品、服装 (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等 市は、避難実施要領を完成させたときは、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。</p>
58	3-3-3 1 (2) ②	<p>市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、<u>災害時要援護者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。</p>	<p>市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、<u>要配慮者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。</p>

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
59	3-3-4 1	(2) <u>災害時要援護者</u> の避難 市は、あらかじめ第2編第3章第6節1「(5) 要配慮者への配慮」で定めた方法により <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。	(2) <u>要配慮者</u> の避難 市は、あらかじめ第2編第3章第6節1「(5) 要配慮者への配慮」で定めた方法により <u>要配慮者</u> の避難を実施する。
60	3-3-6	2 交通規制の周知 市は、交通規制の状況について、防災行政無線や広報車 <u>を使用して</u> 住民に周知するものとする。	2 交通規制の周知 市は、交通規制等の状況について、防災行政無線や広報車による放送、ホームページへの掲載、SNSや緊急速報メールによる発信等により住民等に周知するものとする。
61	3-3-7	1 避難誘導の実施 市長は、避難実施要領を定め、市職員、 <u>消防長、消防団長</u> を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長 <u>または</u> 出動を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。	1 避難誘導の実施 市長は、避難実施要領を定め、市職員を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、 <u>消防団長または</u> 警察署長、出動を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、 <u>消防団員</u> 、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。
62	3-4	避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関・指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。 救援の程度、方法については、「 <u>平成16年厚生労働省告示第343号</u> 」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日または救援を開始した日から <u>厚生労働大臣</u> が定める日までとする。	避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関・指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。 救援の程度、方法については、「 <u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)</u> 」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日または救援を開始した日から <u>内閣総理大臣</u> が定める日までとする。
63	3-4	<u>(新規)</u>	6 電話その他の通信設備の提供 市は、県と協力して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。
64	3-4	6 学用品の貸与 市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。	8 学用品の貸与 市は、県と協力して、 <u>避難の指示に基づく避難または</u> 武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。
65	3-5-2 3	(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める <u>ものとする</u> 。	(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める <u>ことができる</u> 。
66	3-5-2 4	本市には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、 <u>国道16号や首都圏中央連絡道</u> 等の主要幹線道路を使い、市内を核燃料物質運送車両が通過することが予想される。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出し、または放出される <u>事態が発生した場合には</u> 、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、 <u>必要に応じて警戒区域の設定や避難の指示等を行う</u> とともに、国・県等が実施する措置に協力する。	本市には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、 <u>首都圏中央連絡自動車道や国道16号</u> 等の主要幹線道路を使い、市内を核燃料物質運送車両が通過することが予想される。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出し、または放出される <u>おそれがある場合には</u> 、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、 <u>狭山市地域防災計画(第6編 事故災害対策編)</u> の定めるところに準じて措置を実施するとともに、国・県等が実施する措置に協力する。

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
67	3-5-2 5	<p>(1) 応急措置の実施</p> <p>市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、応急措置として、退避を指示するものとする。</p>	<p>(1) 応急措置の実施</p> <p>市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示するものとする。</p>
68	3-5-2 5	<p><u>(新規)</u></p>	<p>(4) 対応時の留意事項</p> <p>① 核兵器等</p> <p>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</p> <p>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</p> <p>イ 爆発時に生じた放射線をもった灰（放射性降下物）からの放射線</p> <p>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</p> <p>このため、県は、市町村、県警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。</p> <p>(ア) 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対し、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。また、県は、汚染物質に関する情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。</p> <p>また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。</p> <p>(イ) 県は、市町村、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。</p> <p>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア) から (ウ) に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</p> <p>(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退避時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>② 生物兵器</p> <p>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機</p>

			<p>関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。</p> <p>イ 県は、国と連携し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及びサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、または予測を実施する。</p> <p>ウ 県は、患者の移送を実施するとともに、市町村、消防機関、県警察、自衛隊に対して、対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力するよう要請する。また、県は、必要に応じて隔離を行うなど二次感染を防止する措置を実施する。</p> <p>③ 化学兵器</p> <p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</p> <p>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図る措置を講じた上で、原因物質の特定、汚染地域の特定または予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。</p> <p>イ また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導するなどの措置を実施する。</p> <p>ウ 県は、市町村、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の特性に応じた救急医療を実施する。</p>
--	--	--	---

通番	編-章-節	現 行	変 更 案
69	3-5-4	<p>市は、武力攻撃事態等において、<u>危険動物や家庭動物の取り扱いに関しては、第2編第8章（29ページ）によりあらかじめ把握し、または整備した方法により、可能な範囲内で関係機関等と連携協力を図るとともに、措置を実施する者の安全の確保に十分配慮し、当該措置の実施に努めるものとする。</u></p> <p>1 危険動物等の逸走対策 <u>（1）武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知及び避難誘導を図ること。</u> <u>（2）逸走した危険動物等の迅速な捕獲などの必要な措置を行うこと。</u> <u>（3）逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。</u></p> <p>2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 <u>（1）武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養し、または保管されていた家庭動物等の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。</u> <u>（2）武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養し、または保管されていた家庭動物等の飼養または保管を避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。</u></p>	<p>市は、武力攻撃事態等において、<u>以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら</u>、当該措置の実施に努めるものとする。</p> <p>1 危険動物等の逸走対策 2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p>
70	3-5-5	<p>1 ごみ、<u>災害</u>廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら「地域防災計画」に準じて、廃棄物対策を実施していくものとする。</p>	<p>1 ごみ、<u>がれき、産業</u>廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら「<u>狭山市地域防災計画</u>」及び「<u>狭山市災害廃棄物処理計画</u>」に準じて、廃棄物対策を実施していくものとする。</p>
71	5-1	<p>市は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、または土石、竹木その他物件を使用し、もしくは収用した場合は、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償<u>する</u>。</p>	<p>市は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、または土石、竹木その他物件を使用し、もしくは収用した場合は、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償<u>しなければならない</u>。</p>
72	5-2	<p>市は、その要請を受けて国民保護措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、その損害を補償<u>する</u>。</p>	<p>市は、その要請を受けて国民保護措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、その損害を補償<u>しなければならない</u>。</p>